

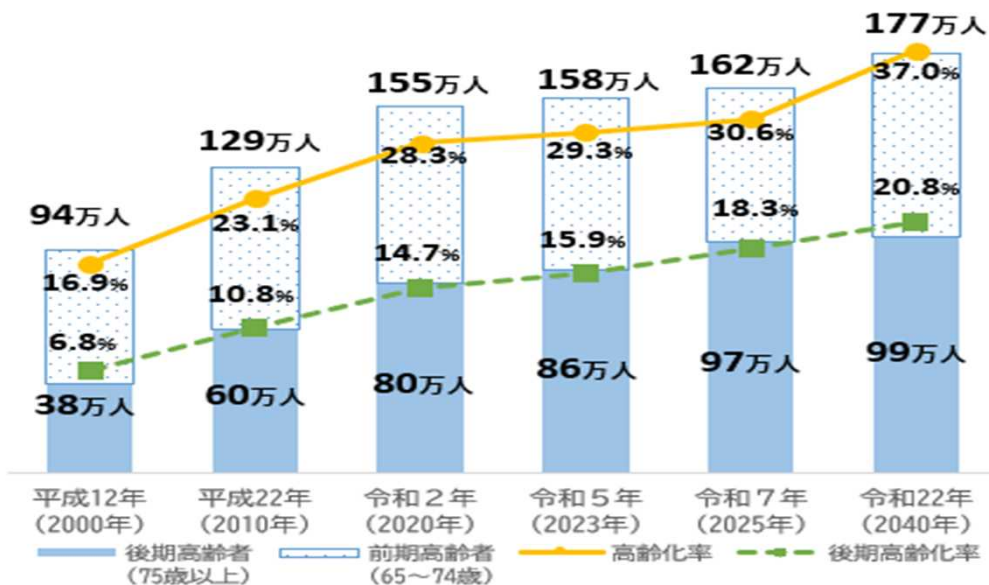
高齢者の地域生活を支える施策等の推進 (令和6年度)

兵庫県福祉部高齢政策課

1 介護分野を取り巻く状況

介護分野をとりまく状況

高齢者人口の推移



○後期高齢者は2025年に向けて大幅増加（2030年頃に一旦ピークを迎え、減少に転じた後、再び増加）

○65歳以上人口は2040年頃にピークを迎え減少に転じた後、再び増加

要介護認定者数の推移

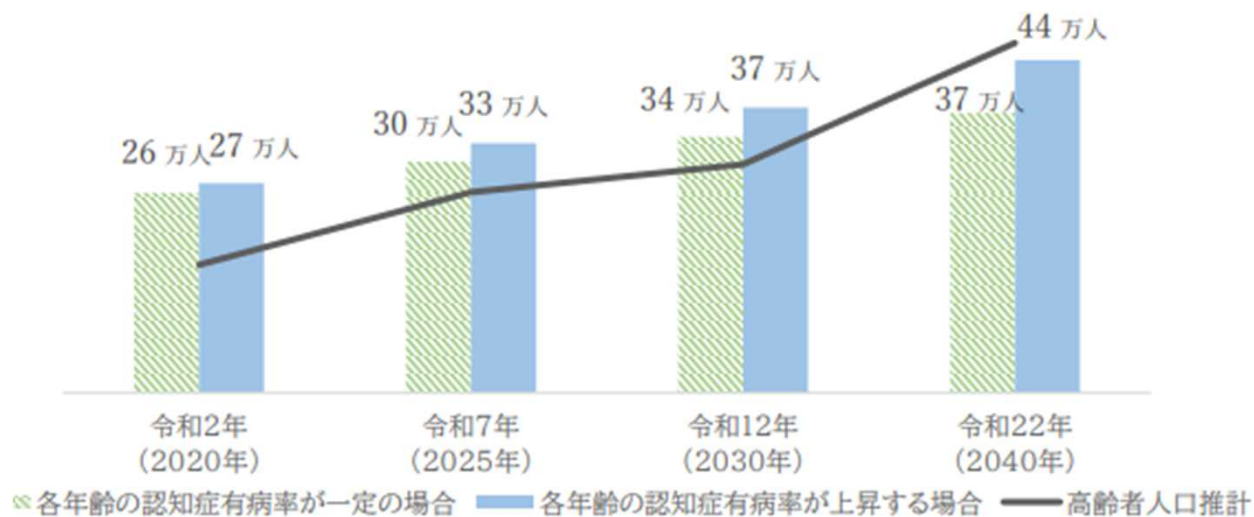
第9期介護保険事業支援計画の推計

区分	2023	2025	2040
要介護1 - 5	21.5万人	22.2万人	25.7万人
認定率	13.6%	14.0%	15.5%
要介護3以上	10.3万人	10.7万人	12.6万人
認定率	6.5%	6.7%	7.6%

○高齢者人口の増加により、要介護認定者数も増加

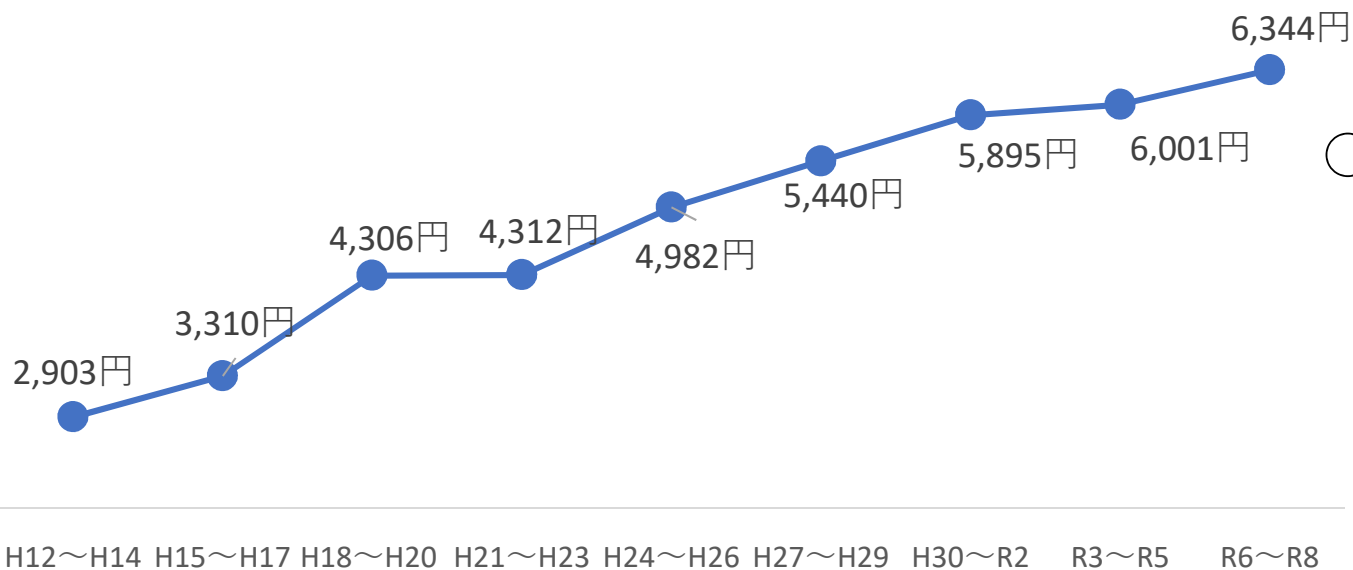
○要介護状態になるリスクが高い後期高齢者の増加により、要介護認定率も徐々に高くなる見込

認知症高齢者の推移



○ 認知症高齢者数も増加見込

第1号被保険者介護保険料(月額)の推移



○ 9期(R6~R8)の保険料
6,344円
(対8期: +5.7%)

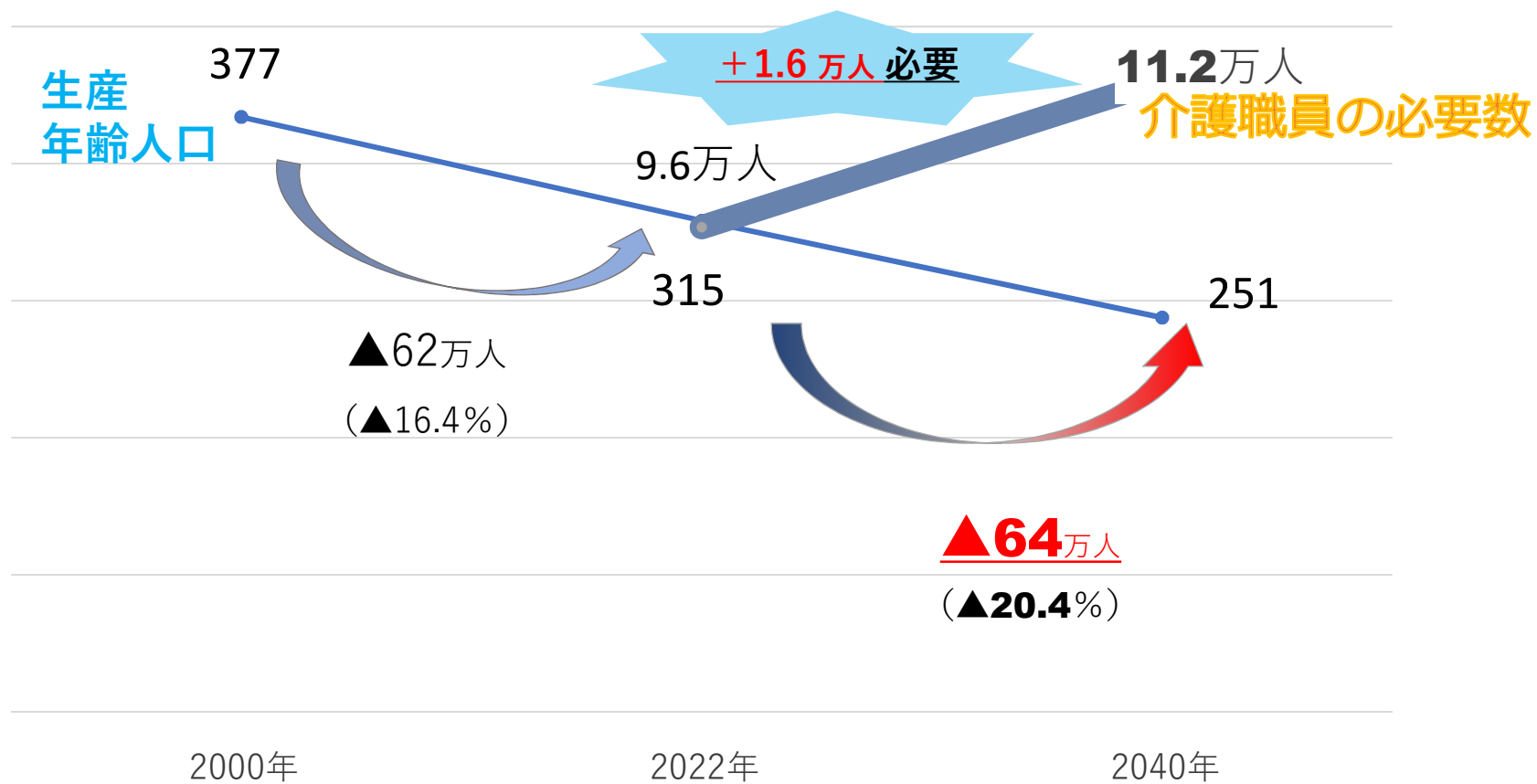
介護職員需要の将来推計

○2040年に向けて介護需要は増加する一方、支え手は大きく減少

約**315**万人
2022：生産年齢人口（15-64歳）

→

約**251**万人
2040：生産年齢人口（15-64歳）



2 令和6年度の高齢政策課主要施策

(1) 介護保険制度の円滑な運営

介護保険財政

介護給付費県費負担金 [737億5,887万円（対R5当初予算：+約29億円）]

区分	国	県	市町	第1号保険料	第2号保険料
居宅給付費	25%	12.5%	12.5%	23%	27%
施設等給付費	20%	17.5%			
公費50%			保険料50%		

介護保険第1号被保険者の保険料軽減負担金 [16億3,059万円]

介護給付費の公費5割とは別枠で、低所得者の保険料を軽減（国1/2、県1/4、市町1/4）

地域支援事業県交付金 [43億3,458万円]

区分	国	県	市町	第1号保険料	第2号保険料
介護予防・日常生活支援総合事業	25%	12.5%	12.5%	23%	27%
包括的支援事業、任意事業	38.25%	19.25%	19.25%		—

低所得者に対する利用者負担軽減制度 [1,467万円]

社会福祉法人等が低所得者の利用者負担を軽減した場合、その額の一部を国や市町とともに補助



（事業の詳細はHPをご覧ください）

介護給付適正化 [237万円]

市町の要介護認定事務など、介護給付適正化への取組が適正に行われるよう支援

- ・要介護認定に関する研修（認定調査員・介護認定審査会委員・主治医）
- ・ケアプランの点検に係る市町職員への研修 等

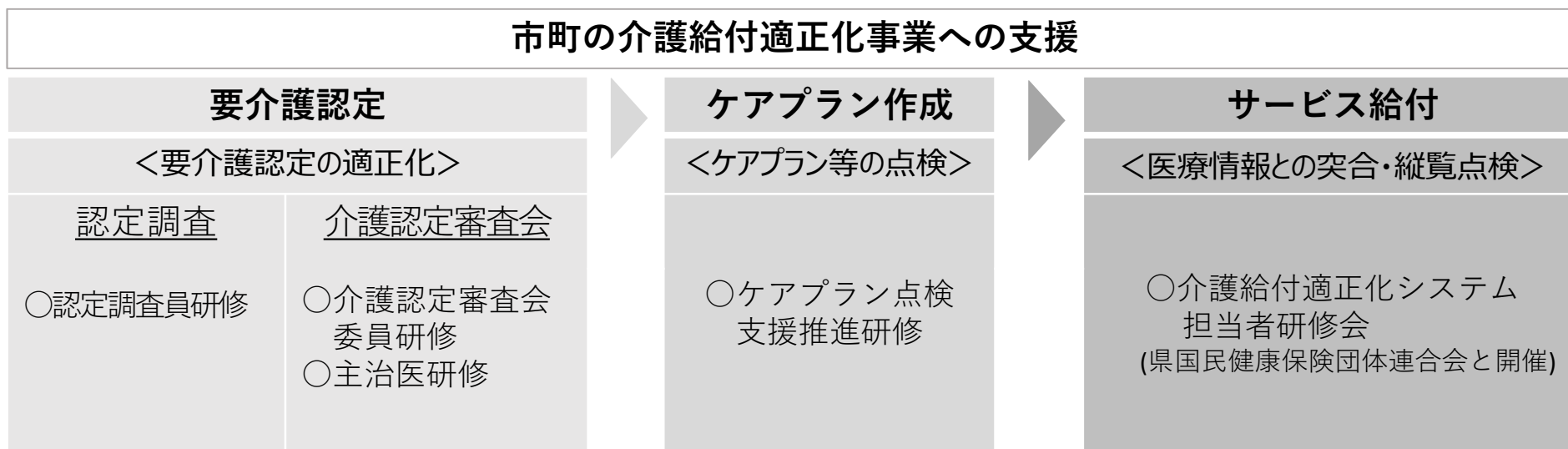


(認定調査員)



(介護認定審査会委員)

市町の介護給付適正化事業への支援



相談・苦情等への対応 [500万円]

- 中央介護保険センター及び地域介護保険相談センター（神戸県民センター除く9箇所）
- 市町、兵庫県国民健康保険団体連合会等の相談・苦情窓口とも連携

2 令和6年度の高齢政策課主要施策

(2)介護サービスの充実強化

居宅系サービスの基盤整備

定期巡回・随時対応サービスの整備促進

- 利用者を一定確保するまでの安定運営を支援するため、参入障壁となっている人件費や事業所賃料の一部を助成 [6,692万円]
- 定期巡回・随時対応サービスの訪問看護サービスを提供する事業者に対し、定期巡回の訪問看護と単独の訪問看護の介護報酬との差額の一部を助成 [4,901万円]



看護小規模多機能型居宅介護の普及促進

- 小規模多機能型居宅介護事業所から看護小規模多機能型居宅介護支援事業所への転換を見据えた研修等を実施し、事業所の看護小規模多機能への参入を促進 [274万円]



施設系サービスの基盤整備

介護保険施設等の整備

○各市町の介護保険事業計画に基づく施設整備、開設準備経費等を支援[68億8,302万円]

< R6年度変更点 >

拡 30床以上の特養・養護・軽費老人ホーム等の**補助単価を引き上げ (+8.9%)**

(※地域密着型サービス：R5年度引き上げ済)

新 社会福祉連携推進法人や合併した社会福祉法人の広域型施設の**大規模修繕等を支援**

(R5.12月経済対策補正事業)

○新型コロナ感染拡大防止に係る整備(①個室化改修支援、②簡易陰圧装置設置、③ゾーニング・家族面会室整備)の補助率見直し R5：定額 → R6：補助率1/2

○介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備は、R6年度も継続

軽費老人ホームの運営費補助

○本来のサービス利用料と所得階層に応じて決定される本人負担額との差額を補助
[9億2,723万円]

自立支援・重度化防止の推進

新 自立支援・重度化防止普及推進事業 [98万円]

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らすためのQOL改善に資する取組として、今後、高齢者の自立支援や重度化防止の取組が一層重要となる。

このため、有識者・事業者等で構成する研究会を設置し、好事例や先進的事例の調査・収集及び動画配信等による横展開を図ることで、介護施設・事業所における取組を支援する。

<研究会の設置>

- ・ 構成員：学識経験者、事業者団体等
- ・ 主な検討内容：好事例等の評価検討、横展開する好事例等の選定、好事例等の調査・収集

ケアプランデータ連携システムの活用

新 ケアプランデータ連携システムの普及促進 [174万円]

ケアプランデータ連携システムの効果的な運用を通じて、業務効率化の取組を支援するため、関係団体と連携し、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所の双方に対して普及促進を図る。



適切なサービスの確保

○介護サービス事業運営の適正化

事業者に対する運営指導、集団指導とともに、不正サービス内容や不当な報酬請求に対し、監査を実施

2 令和6年度の高齢政策課主要施策

(3) 高齢者の地域生活を支える施策の推進

市町が実施する地域支援事業等への支援



(地域支援事業のページ)

総括的事業

- 医療・介護・福祉の専門職や学識経験者等により構成する兵庫県地域支援事業アドバイザーの設置等 [183万円]

地域包括支援センターの運営支援と機能強化

- 地域包括支援センター職員研修の実施、専門的見地から個別事例の評価・指導等を行う専門職の派遣、困難事例への対応力を向上させるための研修会の開催等 [288万円]

介護予防・生活支援体制の基盤整備

新 先導的な取組のノウハウを活用した市町の介護予防・生活支援事業への伴走型支援 [330万円]

介護予防・日常生活支援総合事業(※)に関する先導的な取組のノウハウを有する専門家等を市町に派遣し、「通いの場」の活性化など介護予防事業に関する具体的な実施手法の助言等により、**市町の総合事業の充実に向けた継続的な“伴走型支援”**を実施

※介護保険法に定められている取組。市町が中心となり地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援の方等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すもの。

- ・ 支援内容 集合研修(ワークショップ形式)：1回、直接研修(個別支援)：3回、総括研修(研修会・報告会)：1回
 ※ 集合研修と総括研修は、対象市町以外も参加可能な集合研修を予定。
 直接研修も他市町の担当者が傍聴可能なオープン支援を予定し、県内市町への横展開を図る。
- ・ 支援対象 4市町程度(予定)
- ・ 実施方法 民間事業者へ委託

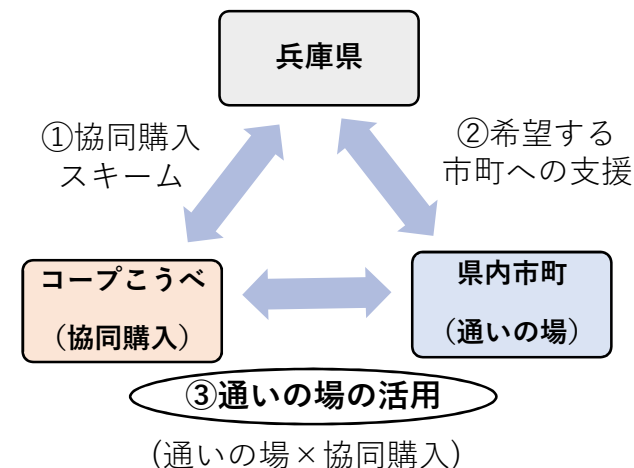
○リハビリ専門職3士会による地域支援事業の推進 [1,729万円]

兵庫県理学療法士会、兵庫県作業療法士会、兵庫県言語聴覚士会で構成される協議会を設置し、リハビリ専門職による地域支援事業の支援のための人材育成や人材派遣の体制を構築

○生活支援コーディネーター養成研修の実施 [554万円]

○官民協働による「通いの場×協同購入」の推進

生活協同組合コープこうべと連携し、住民主体の「通いの場」が商品のお届け場所(集合場所)となる協同購入スキームを構築

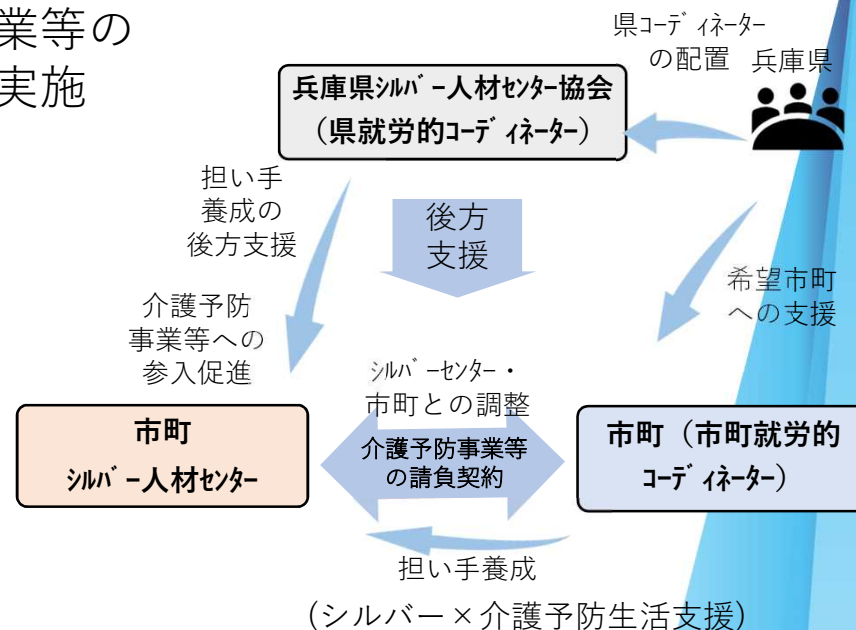


○シルバー人材センター×介護予防生活支援事業等 [346万円]

兵庫県シルバー人材センター協会に就労的活動支援コーディネーターを配置し、市町シルバーと連携した介護予防事業等の担い手育成を希望する市町に対する個別支援や研修会を実施

新 「通いの場」の活性化 [217万円]

新規参加者の獲得や若いリーダーの育成、通いの場の質の向上を図るため、通いの場参加者等を対象とした研修を実施



医療と介護が連携して地域生活を支える体制の整備

○特養などの介護職員等を対象とした、人生の最終段階における対応向上研修の実施 [87万円]

家族介護者への介護技術等の普及

○家族介護者等を対象とした介護技術講習会の開催 [223万円]

高齢者の権利擁護の推進

○市町職員や介護施設従事者等を対象とした高齢者虐待対応力向上研修の実施 [326万円]

地域リハビリテーションの推進

○リハビリ専門職のネットワーク化や研修等を行う全県及び圏域のリハビリテーションセンターの運営 [826万円]

2 令和6年度の高齢政策課主要施策

(4) 介護人材の確保・質の向上、 介護現場の生産性向上



(事業者向けページ)



(県民向けページ)

多様な人材の参入促進

外国人介護人材の受入・定着促進

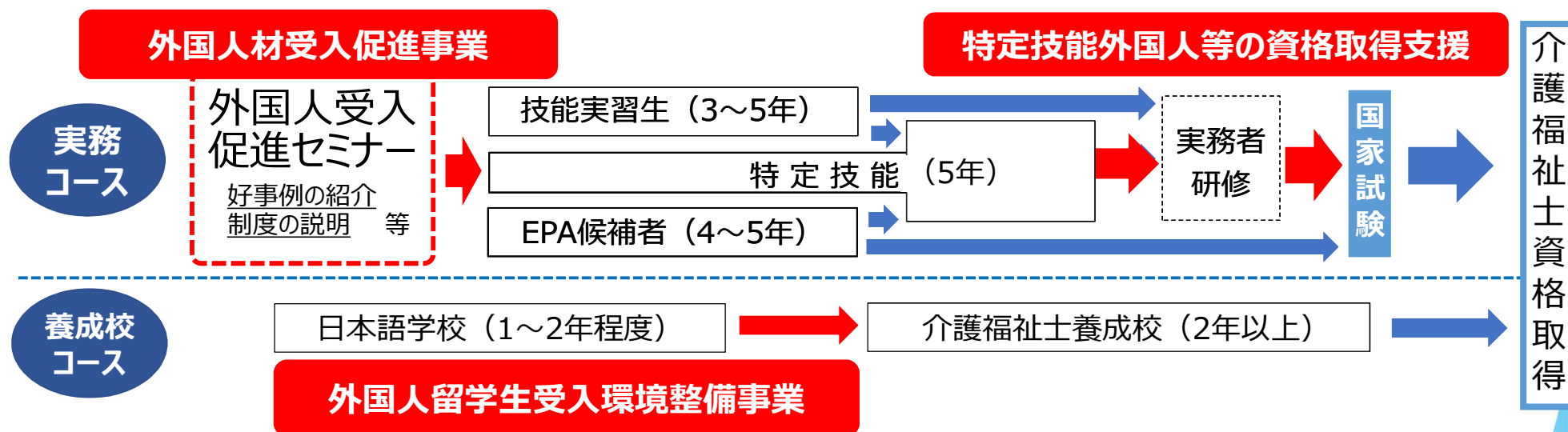
- 外国人介護人材を受入れていない事業所に対し、受入に対する不安等を払拭するため、受入れの手続きや好事例を紹介する外国人受入促進セミナーの開催



(外国人介護人材セミナー・研修のページ)

- 介護福祉士養成校への進学を促進するため、日本語学校の留学生を対象とする養成校等による進路説明会の開催経費を支援 [100万円]

- 最長5年で帰国となる特定技能外国人等の長期定着を図るため、受入施設が介護福祉士資格取得支援を行う場合の費用の一部を補助 [2,000万円]

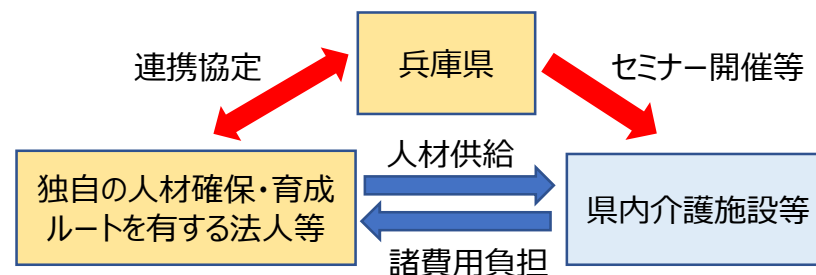


新 民の力を活用した特定技能外国人等確保事業 [100万円]

即戦力としての期待が高い特定技能1号（介護）等の外国人介護人材確保のため、確保・育成に独自ルートで**先駆的に取り組む県内社会福祉法人等と連携した取組を推進**し、県内での質の高い外国人材の確保を図る。

<実施内容>

- ・ 県内社会福祉法人等との**連携協定締結**
- ・ 県内事業者へ連携協定を広く周知し、**マッチングを後押しするセミナーを開催**
(受入促進セミナーと同時開催)



	役割
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内介護施設等に対する法人等の取組の周知 ・ 外国人介護人材受入に必要な情報提供、支援
法人等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技能外国人の確保及び育成 ・ 県内介護施設等への情報提供及び就職支援

受入から定着まで体系的に支援

受入促進

- ・ 外国人介護人材を受入れていない事業所に対するセミナー開催
- ・ 外国人留学生を対象とした介護福祉士養成校への進学説明会の開催支援

新民の力を活用した特定技能外国人等確保事業

- ・ ひょうご外国人介護実習支援センターによる受入支援(技能実習生：監理団体、特定技能：登録支援機関)

日常の支援

- ・ 受入施設職員を対象とした日本語教育の方法や効果的なOJT等の方法等の研修
- ・ 外国人介護職員向けの日本語文化講習会や、日本語研修及び介護の日本語・技術研修
- ・ ひょうご外国人介護実習支援センターにおける仕事や日常生活の多様な相談への対応

定着支援

- ・ 介護福祉士の資格取得支援



(ひょうご外国人介護実習支援センター)

高齢者・女性等地域住民の参入促進



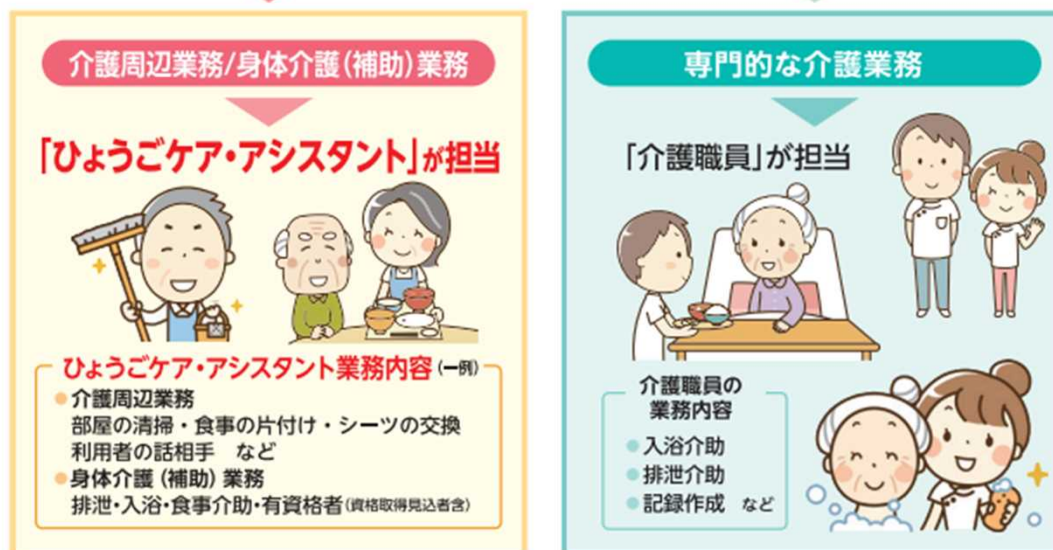
- 介護に関する入門的研修の実施** [469万円] (神戸・阪神・東播磨) (左以外の地域)
 介護未経験者に対して基本的な知識等を学ぶことのできる入門的研修を実施
 ・開催回数：10回 ・定員：300名

- ひょうごケア・アシスタント制度の推進** [2,088万円]
 介護保険施設や訪問介護事業所で介護の周辺（補助的）業務に従事する「ひょうごケア・アシスタント制度」を推進

介護を
知る

介護で
働く

施設等の業務全般



- 元気高齢者等の特別養護老人ホーム等での就労支援** [859万円]

県老人福祉事業協会に介護就労コーディネーターを設置するとともに、ケア・アシスタントなど元気な高齢者等が、介護職員初任者研修・生活援助従事者研修を受講した場合、就職した社会福祉法人等に研修受講料の一部を助成

若年層の参入促進

拡 社会福祉法人等奨学金返済支援制度 [1,597万円]



(R6年度拡充に伴う詳細が決まり次第、更新予定)

兵庫型奨学金返済支援制度を、**法人の人材確保・定着やUJIターンの促進**、これから結婚・子育てをする**若者・Z世代へのさらなる支援**として令和6年度から**拡充**

- 支援対象 [法人]県内に法人本部のある社会福祉法人等（介護・障害・保育・児童等）
[職員]対象法人に勤務し次のすべてを満たす方
- ・日本学生支援機構の奨学金返済義務がある
 - ・正規職員で**40歳未満**
 - ・県内事業所に勤務

- 補助期間 対象者1人につき**最大17年間**
○補助額 年間返済額の2/3（上限12万円）

県
2/3

法人
1/3

	対象年齢	補助期間	補助総額
拡充後	40歳未満	最大17年 ※要件あり	306万円 県 法人 204万 102万
現行	30歳未満	最大5年	90万円 県 法人 60万 30万

最大補助期間	補助総額	※ 対象法人の要件
【新】17年	306万円 (うち県204万円)	ミモザ企業 + ワーク・ライフ・バランス認定・表彰
【新】10年	180万円 (うち県120万円)	ミモザ企業(新認定区分) + ワーク・ライフ・バランス宣言
5年	90万円 (うち県60万円)	— (上記以外の法人)

※ 奨学金の平均返済期間14.5年、平均借入額約310万円をカバー可能な内容に拡充

○福祉の職場体験事業 [941万円]

福祉施設の見学や実際の仕事の流れを体験

※ 地方部の施設への参加者に対しては、交通費・宿泊費を助成



○県立総合衛生学院介護福祉学科の運営 [3,961万円]

介護福祉士国家資格を持つ専門性の高い介護人材の養成



区分	内容
募集定員	40名
課程	2年課程
入学資格	高等学校卒業又は同等程度
授業料等	入学考査料：18,000円、入学料：175,000円、 授業料：月額32,500円(教科書代、教材費等別途負担あり)
修学支援	要件を満たせば、介護福祉士修学資金等の貸付が受けられる。 (一定期間県内の施設で従事すること等により、返還免除)



介護のしごと魅力発信

○出前授業の実施 [120万円]

小学生・中学生・高校生や教員を対象に、介護職員が学校を訪問し、介護業務の魅力を発信



(パンフレット 左：中学生用 右：高校生用)

○(再掲)福祉の職場体験事業 [941万円]

○SNS等を活用した情報発信

- ・福祉人材センター：福祉現場の魅力や就職フェアの様子等をYouTube動画で紹介
- ・関係団体：YouTube等で職員へのインタビューなどによる魅力発信



(兵庫県老人福祉事業協会)



(福祉人材センター)

福祉人材センターによる人材確保 [3,219万円]

キャリア支援専門員による福祉・介護分野への就労希望者の掘り起こしや、求職者のニーズに合わせた新規求人を開拓



無料職業
紹介・相談

福祉のしごと
職場見学
バスツアー

福祉の就職
総合フェア
・説明会

福祉のしごと
魅力発信

福祉体験
学習事業

市町や団体が実施する多様な人材確保対策の推進 [1億3,940万円]

市町や団体が実施する介護人材の確保や資質向上に資する取組を支援

介護福祉士等資格取得等に費用の無利子貸付

資格取得や復職に必要な費用を無利子で貸し付けるとともに、要件を満たしながら県内の社会施設等で従事した場合などは、返還を免除



- ①介護福祉士・社会福祉士 修学資金（養成施設等に在学の方）
- ②介護福祉士実務者研修 受講資金
- ③介護職員等 再就職準備金（介護職を離職し、一定の資格・経験のある方）
- ④福祉系高校 修学資金
- ⑤介護分野・障害福祉分野 就職支援金（他業種で働いていた方）

介護福祉士・社会福祉士養成施設に入学された方に

- ⊕ 月額5万円（年額60万円）
- ⊕ 入学準備金20万円
- ⊕ 就職準備金20万円
- ⊕ 国家試験受験対策費用4万円（介護福祉士のみ）

⇒すべて無利子となります

①介護福祉士・社会福祉士
修学資金の場合

卒業後5年間兵庫県内で
介護福祉士または社会福祉士
として介護または相談援助業
務に従事すると

全額返還免除

※中高年離職者や従事先が過疎地等の場合、免除要件が「5年従事」から「3年従事」になります。

定着促進・キャリア支援

介護職員のキャリアアップ

拡 介護人材の資格取得のための支援 [2,052万円]

- ・ 関係団体が行う初任者研修・実務者研修の受講料を助成
- ・ 但馬・丹波・淡路地域内で実務者研修を実施する民間事業者に対し、経費を支援
- ・ 実務者研修等を受講する際に必要となる代替職員の確保に係る経費を支援



※ 支援対象職員の拡充

現 行：直接雇用のみ

改正後：研修の受講期間に応じ必要な人員を短期間でも柔軟に確保できるよう、

派遣職員を対象に追加

○施設長や事業所管理者等に対する研修・相談支援 [196万円]

- ・ 労働法規や女性が働き続けることができる職場づくりなどに関する研修の実施
- ・ 職場での研修制度や労働環境改善などに関する個別相談への対応

介護支援専門員の養成

介護支援専門員の養成のため、実務研修受講試験合格者を対象とする実務研修や資格更新に必要な研修等を実施

< 介護支援専門員の研修等に関するR6の主な変更 >

拡 主任介護支援専門研修の**定員を拡充** 250名→500名（予定）

○証交付に係る費用が増加していることを踏まえた**申請手数料の見直し**

区分	現行	改正後
介護支援専門員証交付申請手数料	1,800円	2,100円
介護支援専門員証有効期間更新申請手数料		



訪問介護人材の定着支援 [1,116万円]

- 初任者訪問介護員に対する外部講師やOJTによる研修等の経費を支援
- 介護福祉士資格取得のための実務者研修等に関する受講経費を支援

拡 実務者研修等を受講する際に必要となる代替職員の確保に係る経費を支援

介護職員等の処遇改善



新 介護職員処遇改善支援補助金 [15億4,300万円（令和5年度2月補正予算）]

介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、**収入を2%程度（月額平均6,000円相当）引き上げるための措置を、令和6年2月から前倒しで実施**するために必要な経費を補助

※ **介護職員以外の他の職種の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用も可能**

対象期間	令和6年2月～5月分の賃金引上げ分（以降も、別途賃上げ効果が継続される取組を行う）
補助金額	対象介護事業所の介護職員（常勤換算）1人当たり月額平均6,000円の賃金引上げに相当する額。対象サービスごとに介護職員数（常勤換算）に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給
取得要件	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員ベースアップ等支援加算を取得している事業所（令和6年4月から介護職員等ベースアップ等支援加算を取得見込みの事業所も含む） ・上記かつ、令和6年2・3月分（令和5年度中分）から実際に賃上げを行う事業所 ・賃上げ効果の継続に資するよう、補助額の2/3以上は介護職員等の月額賃金の改善に使用することを要件とする（4月分以降。基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響を考慮しつつ、就業規則（賃金規程）改正に一定の時間を要することを考慮して、令和6年2・3月分は全額一時金による支給を可能とする。）
対象となる職種	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員 ・事業所の判断により、介護職員以外の他の職種の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることのできるよう柔軟な運用を認める。
申請方法	各事業所において、県に介護職員・その他職員の賃金改善額を記載した計画書を提出
報告方法	各事業所において、県に賃金改善期間経過後、計画の実績報告書を提出

○介護職員等処遇改善加算の取得支援 [942万円]

セミナー開催や、社会保険労務士等の専門家による事業所の状況に合わせた個別の助言・指導等により取得を支援

働きやすい職場づくり（介護現場の生産性の向上など）

介護現場の生産性向上に関する総合的な取組 [2,711万円]



（センターのホームページ）

○「ひょうご介護テクノロジー導入・生産性向上支援センター」の運営

県立福祉のまちづくり研究所に「ひょうご介護テクノロジー導入・生産性向上支援センター」を設置し、介護ロボット・ICTの導入など生産性向上に関する事業者の取組をワンストップで支援

- ・主な業務内容
- ①介護事業者からの相談
 - ②介護ロボットの展示及び試用貸出
 - ③介護ロボット開発企業からの相談
 - ④介護ロボット活用推進フェアの開催
 - ⑤介護ロボット導入支援研修
 - ⑥伴走型支援によるモデル施設の育成



（導入支援研修等）



○ひょうご介護現場革新会議の開催

介護関連の団体・機関や市町など関係者が、それぞれの目線で捉える介護現場の課題を共有し、一体となって生産性向上・人材確保の取組を推進するための協力体制を構築

○ノーリフティングケアの推進

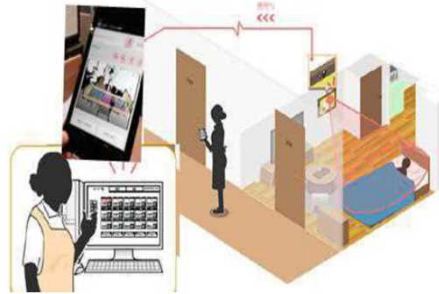
地域研修会の開催等による普及啓発を図るとともに、一定の研修を受講のうえ職場ぐるみでノーリフティングケアに取り組む施設を「モデル施設」「優良モデル施設」として認定

拡 介護ロボット・ICT機器の導入支援 [15億円(R5当初 11.8億円)]

働きやすい職場づくりの推進に向け、介護ロボット・ICT機器の活用による介護現場の生産性向上の取組を支援し、介護の質の維持・向上及び介護職員の負担軽減を図る。

- ・対象経費 ①介護ロボット(見守りセンサー、移乗リフト等)
②見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備(Wi-Fi等)
③ICT機器(介護記録ソフト、タブレット、スマートフォン、インカム等)
- ・補助率 **3/4** (R5: 1/2、一定の要件を満たす場合3/4)

導入機器例



【見守りセンサー】



【装着型パワーアシスト】

※「介護ロボットの開発・普及の促進」(厚生労働省)(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000209634.html>)を加工して作成



(介護ロボット・見守りセンサー)



(ICT機器)

訪問看護師・訪問介護員のハラスメント対策 [660万円]

利用者や家族等からの暴言・暴力・セクハラ行為等に対する安全確保や離職防止のため、以下の取組を実施

- 相談窓口や研修会の開催
- 利用者等の同意が得られず介護報酬上の2人訪問加算が適用できない場合、加算相当額の一部を補助
- 2人訪問ができる体制確保が困難な小規模事業所に対し、1人訪問時の安全対策に必要な経費を支援



2 令和6年度の高齢政策課主要施策

(5) 高齢者の生きがいづくりと社会参加支援

老人クラブの活動促進 [1億6,084万円]

老人クラブが行う健康づくり、地域の支え合い、居場所づくりなど多様な活動を支援

補助対象	活動内容（主なもの）
県老人クラブ連合会	県域における以下の取組 ・市町老人クラブ連合会の会長研修会や女性・若手リーダー研修 ・健康づくり・介護予防に関する先進優良事例等の情報収集紹介 ・ブロックによる健康づくり、介護予防に関する事業や講演会の実施 等
市町老人クラブ連合会	市町域における以下の取組等 ・健康づくり・シニアスポーツ活動、趣味・文化・レクリエーション活動、学習活動等 ・健康保持・介護予防等の料理教室、ニュースポーツの普及促進等の健康づくり、介護予防に関する実践活動 等
単位老人クラブ	地域における以下の取組等 ・ 共生型助け合い活動、会員加入促進活動、地域活動の再開（※） ・健康づくり(健康体操等)活動 等

※ R5～：コロナ禍における地域課題に対応する観点から、3年を目途に支援対象を拡充し、「新たな枠組み」による助成を実施

全国健康福祉祭（ねんりんピック）への参加 [242万円]

毎年開催される「ねんりんピック（全国健康福祉祭）」に兵庫県選手団を派遣

・R6年度：鳥取県で開催



((公財)兵庫県生きがい創造協会 ホームページ)

